

大東市監告示第3号

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項および同条第4項の規定により定期監査等を実施したので、  
同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

平成28年12月22日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 水落康一郎

【担当 監査委員事務局】

# 平成28年度 第1回 定期監査等の結果

## 1. 監査の対象

会計室  
議会事務局  
選挙管理委員会事務局  
公平委員会事務局

## 2. 監査の期間

平成28年9月28日～平成28年11月24日

## 3. 監査の方法

大東市監査事務処理規程に基づき、上記の各機関が分掌する平成28年度の事務事業について、また必要なものにあつては過年度の事務事業について、関係する帳簿ならびに保管する文書の提出を求めた。

これらをもとに担当部課等から事情を聴取し、その事務事業が法律、条例、規則、要綱等に従って合法・妥当な内容で執行されているか、また効果的、効率的な執行が行われているかについて監査を行った。

なお、議会事務局の監査においては、地方自治法第199条の2の規定により、水落監査委員は除斥とした。

## 4. 監査の結果

監査の結果、是正すべき事項があつたので、以下のとおり指摘する。

### (1) 国民健康保険特別会計の資金事務について 【会計室】

国民健康保険特別会計は、年度を通して財政調整基金から有利子で19億円の資金を繰替使用しているところである。

しかしながら、平成28年度の歳計現金の状況を確認したところ、各月末においてなお10億円を超える資金不足が経常的に生じている。現状は、一般会計の資金を特段の手続きを行うこともなく使用している状況であり、経理の明確化を図ろうとする特別会計設置の趣旨に反する取扱いとなっている。

会計室におかれては、関係課等と調整を行い、合理的な資金事務となるよう、見直しを行われたい。

## (2) 政務活動費について 【議会事務局】

### ①領収書が添付されていない事例について

「大東市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則」では、収支報告書とともに支払伝票を提出することが義務づけられている。

平成27年度の収支報告書を確認したところ、支払伝票に領収書が添付されていないまま、政務活動費が充当されている事例がみられた。

収支報告書の提出の際には、議会事務局がチェックし、不備について指摘を行っているとのことであるが、その後も領収書は添付されることがないまま、予算執行権者である市長の名の下に政務活動費が確定されていたのである。

領収書は公金を支出するための最も基本的な書類であり、改めて領収書の提出を求める等、適正な予算執行に努められたい。

### ②会派または議員以外の名義人の支払いに対して政務活動費が充当されている事例について

支払伝票に添付されている領収書を確認したところ、会派または議員でない名義人の支払いに対して政務活動費が充当されている事例がみられた。

「大東市議会政務活動費の交付に関する条例」（以下「政務活動費に関する条例」という。）では、政務活動費は「大東市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派または議員に対し」交付されるものであり、他の名義人の支払いに対して政務活動費を充当することは妥当でない。

個々のケースについては様々な事情があるものと思われるが、政務活動費については市民にいささかの疑念も生じるようなことがあってはならず、より厳格な執行が望まれるところである。

支払名義人の取扱いについては、市議会内での統一的なルールを確立し、合理的な執行となるよう改善を行われたい。

### ③支払伝票に印刷物の実物が添付されていない事例について

市議会の「政務活動費に関する申し合わせ事項」（以下「申し合わせ事項」という。）によると、広報費の支払伝票には印刷物を添付することとし、政務活動費の透明性の確保に努力されているところである。

しかしながら市政報告書、広報紙等の印刷代に政務活動費が充当されているケースを確認したところ、支払伝票に印刷物の実物が添付されていない事例がみられた。

印刷物が添付されなければ、当該支出が政務活動費として適切な支出で

あるとの証明ができておらず、市民にとって非常に透明性の低い政務活動費となってしまう。

政務活動費に関する条例第11条では、政務活動費について「使途の透明性の確保に努めるものとする」と市議会の基本的な姿勢が示されており、申し合わせ事項の遵守について、今一度市議会内での徹底を行われたい。

#### ④その他、宛名や但し書きの記載がない領収書について

支払伝票に添付されている領収書を確認したところ、宛名、但し書きの記載がないものがみられた。宛名や但し書きの記載がなければ、誰に対して発行されたものであるか、どのような内容の支払いであるかが不明確となってしまう。

このような領収書による支出に対して、政務活動費が充当されることは適切ではなく、厳格な領収書の徴取に努められたい。

### (3) 東部大阪治水対策促進議会協議会の視察旅費について 【議会事務局】

東部大阪地域の治水対策の促進を図るため、本市を含む東部大阪地域の10市の市議会によって東部大阪治水対策促進議会協議会が構成され、毎年度、国・府等への要望や先進地視察等の活動が行われている。

平成28年度は長野県内への視察が行われ、本市議会からも議員3人、随員職員1人の計4人が参加し、大東市職員等旅費条例（以下「旅費条例」という。）に基づき鉄道運賃、宿泊料等の旅費があらかじめ概算で支払われていた。

これらの視察旅費に関する一連の文書を確認したところ、精算して返還すべき額が発生していたが、精算額がないものとして事務処理が行われていた。

これは実費弁償を本旨とする旅費条例に反する取扱いと考えられ、早急に更正等の是正措置を講じられたい。

### (4) ガソリン代の公費負担について 【選挙管理委員会事務局】

市は「大東市議会議員および大東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づいて、選挙運動の公費負担を行っているところである。

平成28年4月に行われた市議会議員および市長選挙について、候補者から提出のあった選挙運動用自動車燃料供給契約書を確認したところ、事前に候補者と燃料供給業者間とで締結した契約単価となっていた。結果として、市が業者に対して実勢価格を上回る単価で燃料費を支払う事例が多くみら

れた。

現行の契約方式では、割高な燃料費を公費負担することもあり、早急に改善策を講じられたい。

(5) 専決規定について 【公平委員会事務局】

公平委員会事務局においては、係員の日帰り出張の命令は全て課長の決裁によって行われている。これは権限の下位委譲を重視した市長部局の事務決裁規程と整合しており、妥当な取扱いであると考えられる。

しかしながら公平委員会の規則を確認したところ、事務局長を除く職員の府内日帰りの出張命令は全て事務局長の専決により行うものとされており、公平委員会の事務決裁の現状は、規則に反したものであると言わざるを得ない。

現行の公平委員会規則が定める専決規定は、昭和45年の改正時の内容のまま固定化したものであり、市長部局の事務決裁規程と整合した形での見直しを行われたい。